

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定 (県政情報公開室)	一
○平成二十一年宮城県告示第九百三十一号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人)の一部改正	二
○認証食品の認証	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課)	二
○入会林野整備関係書類の縦覧 (林業振興課)	二
○保安林の指定の解除の予定 (森林整備課)	三
○道路の供用開始 (道路課)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課)	三
○都市計画事業の認可 (同)	三
○昭和五十二年宮城県告示第五百七十七号(県立都市公園の名称等)の一部改正 (同)	四
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	四
○平成九年宮城県教育委員会告示第七号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人)の一部改正	四

告 示

○宮城県告示第三十一号
情報公開条例(平成二十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。)第三十八条第二項の規定に

より、特定出資団体等を次のとおり指定する。
なお、平成二十六年宮城県告示第八百五十二号(情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定)は、廃止する。
平成二十八年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる出資団体等

仙台臨海鉄道株式会社

阿武隈急行株式会社

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

公益財団法人宮城県環境事業公社

公益財団法人宮城県文化振興財団

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

公益財団法人暴力団追放推進センター

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

公益財団法人宮城県腎臓協会

公益財団法人みやぎ産業振興機構

株式会社テクノプラザみやぎ

宮城県信用保証協会

公益財団法人宮城県国際化協会

一般財団法人みやぎ産業交流センター

株式会社仙台港貿易促進センター

宮城県漁業信用基金協会

公益社団法人みやぎ農業振興公社

公益財団法人翠生農学振興会

公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

一般社団法人宮城県畜産協会

公益財団法人みやぎ林業活性化基金

一般社団法人宮城県林業公社

一般財団法人みやぎ建設総合センター

公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社

宮城県開発株式会社

塩釜港開発株式会社

仙台空港鉄道株式会社

仙台エアカーゴターミナル株式会社

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団

公益財団法人宮城県体育協会

二 条例第三十八条第二項第二号に掲げる出資団体等

一般財団法人宮城県地域医療情報センター

一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会

公益社団法人宮城県精神保健福祉協会

宮城県農業会議

○宮城県告示第三十二号

平成二十一年宮城県告示第九百三十一号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月十五日から施行する。

平成二十八年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「公益財団法人慶長遣欧使節船協会」の次に「公益財団法人宮城県文化振興財団」を加える。

○宮城県告示第三十三号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十八年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証食品

認証食品 番号	品 目	申請者の氏名 又は 名 称	製造業者の名称 又は 屋 号	製造所等の所在地
七十三	凍り豆腐	いわでやま農業協同組合 代表理事組合 長 鈴木千世秀	岩出山凍豆腐生産協同組合	大崎市岩出山字通丁百二十四番地三

二 認証年月日

平成二十七年十二月二十五日

○宮城県告示第三十四号

県宮真野大谷地地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年二月十五日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

○宮城県告示第三十五号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により次の入会林野整備計画を適当と決定したので、同条第四項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 決定に係る入会林野整備計画

里浜入会林野整備計画

二 申請人

東松島市宮戸字里六十五番地

里浜入会林野整備組合

代表者 八木 重義

三 縦覧に供する書類の名称

里浜入会林野整備計画書

四 縦覧の期間

平成二十八年一月十五日から平成二十八年二月十四日

五 縦覧の場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県農林水産部林業振興課

東松島市小野字新宮前五番地

東松島市役所鳴瀬総合支所農林水産課

○宮城県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の二七・四五の三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	荒浜港今泉線	亶理郡亶理町荒浜字山神一―五番地先から同郡同町逢隈鷺屋字狭間無番地先まで	平成二十八年一月十五日

○宮城県告示第三十八号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画公園

2 名称 二・二・七号 川口町公園

二・二・八号 あけぼの公園

四・三・二号 南気仙沼防災公園

四・三・三号 松崎尾崎防災公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十八年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

栗原市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

栗原都市計画道路事業

2 名称

三・四・十五号駅前大通線

三 事業施行期間

平成二十八年一月十五日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県栗原市築館高田二丁目、築館高田三丁目及び築館字内南沢地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第四十号

昭和五十二年宮城県告示第五百七十七号（県立都市公園の名称等）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月十五日から施行する。

平成二十八年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表松島公園の項中「東松島市上下堤字富沢八八番、大字宮戸字大手山二番、字北麦和田森一番、字小深沢二一番」を「東松島市上下堤字富沢八八番一、宮戸字大平山二番一、二番二、二番三、字北麦和田山一番、三番、字柳の浜二〇番一、二〇番二」に、「字大高森一番」を「字大高森二番一、二番二、二番三、二番四」に、「字四ツ銘一番」を「字大目軽山一番、二番」に、「字三サ河四一番」を「字三サ河四八番一、四八番二、四八番三、四八番四、四八番五、四八番六、四八番七、四八番八、四八番九、四八番一〇」に改め、「字北鰐淵二番」の下に「五番、六番、七番、八番、九番」を加える。

公 告

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 気仙沼市唐桑町浦六十七番一の一部、六十七番二の一部、六十七番四の一部、六十七番七の一部、六十七番八の一部、六十七番十の一部、八十六番一の一部、八十八番二の一部、八十八番八、百三十八番二の一部、百四十番七の一部、八十八番二地先の道の一部、八十六番一地先の水の一部、八十八番二地先の水の一部

気仙沼市

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第三号

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

平成九年宮城県教育委員会告示第七号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月十五日から施行する。

平成二十八年一月十五日

宮城県教育委員会

「公益財団法人宮城県文化振興財団」を削る。